

食肉市場大動物等廃棄物搬出処理業務（単価契約）仕様書

1 業務名

食肉市場大動物等廃棄物搬出処理業務（単価契約）

2 業務場所

広島市西区草津港一丁目11番1号

広島市中央卸売市場食肉市場

3 目的

大動物等のと畜解体に伴って発生する廃棄物を化製処理した後、生成物（廃肉骨粉（以下同じ））をセメントの原材料として使用することにより、市場の衛生環境の維持や廃棄物のリサイクルの推進を図り、市場業務の円滑な運営に資するため。

4 業務内容

(1) 廃棄物の種類、搬出量等

ア 廃棄物は、牛、馬及びめん羊・山羊のと畜解体に伴い発生する動物系固形不要物とする。

- ・ 特定部位等 牛の頭部（舌、頬肉を除く）、脊髄、回腸遠位部、扁桃、皮及びめん羊・山羊の頭部（舌、頬肉を除く）、脊髄、胎盤等

- ・ 検査廃棄物 と畜検査の結果、食用に供されることができないと判定されたもの

- ・ 廃棄枝肉 と畜検査の結果、食用に供されることができないと判定された枝肉
それぞれの搬出場所は、別紙「広島市中央卸売市場食肉市場施設配置図」のとおり。

イ 廃棄物の搬出予定数量は501, 100kgで、その内訳は下記のとおりである。

- ・ 牛の頭部 113, 800kg
- ・ 特定部位等 210, 200kg
- ・ 検査廃棄物 142, 800kg
- ・ 廃棄枝肉 34, 300kg

上記予定数量は、年間のと畜頭数の変動その他の事由により増減する場合がある。

なお、上記予定数量のうち1日あたりの最大搬出予定数量は、およそ10,000kgである。

ウ 受注者は、廃棄物の搬出に使用する容器を用意すること。

エ 受注者は、本館棟でのと畜解体に伴い発生する4(1)イの廃棄物の排出口に容器を設置し、収集すること。また、病畜棟でのと畜解体に伴い発生する廃棄物については、4(1)イの種類ごとの容器まで搬送し、投入すること。

オ 搬出量は、受注者の容器に積載した状態で、発注者の設置する計量器で計量した数量とする。
なお、計量は4(1)イの廃棄物の種類ごとに行うこと。

カ 計量の際、発注者から交付される計量票（3部複写）を必ず受け取ること。

キ 計量にあたっては、容器を4(1)イの種類に応じて色分けする等、誤って分類することのないよう注意すること。

ク 計量器の位置は、別紙「広島市中央卸売市場食肉市場施設配置図」のとおり。

ケ 計量が終了した容器の取り扱いについては、蓋などで開口部を塞ぎ、積み込みまでの間、食肉

市場業務に支障のない場所で保管すること。

(2) 廃棄物の積み込み及び運搬等

ア 受注者は、廃棄物を容器に入った状態で運搬車両へ積み込み、積替え又は保管を行うことなく関係法令に基づき適正かつ安全に収集運搬を行うこと。

イ 受注者は、廃棄物の積み込み終了後に発注者の係員等へ計量票を1部（3部複写の3枚目）手渡すこと。なお、廃棄物処理状況を確認するため電子マニフェストにて行う。

ウ 受注者は、廃棄物積込場所周辺を常に整理・清掃し、清潔に保っておくこと。

エ 受注者は、廃棄物搬送中に積載物の飛散、たれ流し等が発生しないよう、適切な措置を施すこと。

オ 受注者は、廃棄物の処理にあたっては、化製場等に関する法律等関係法令を遵守すること。

(3) セメント原料としての使用

受注者は、廃棄物を化製処理した後、その生成物をセメント製造施設へ搬入し、セメントの原材料として焼却（800℃以上）処理（委託を含む。）すること。

5 業務実施にあたっての留意事項

廃棄物の搬出等

廃棄物の搬出は、広島市と畜場業務規則（昭和28年規則第92号）第2条に規定する開場日（以下「開場日」という。）において、発注者の指示する搬出時間とする。ただし、開場日でない日に搬出する場合においては、あらかじめ、発注者の承認を得たときはこの限りでない。

なお、受注者は、搬出した日のうちに、受注者の処理施設に搬入すること。

(1) 受注者は、本業務に必要な運搬車両等を適切に確保し、業務の円滑な運営を図ること。また、搬業務にあたっては、運搬物に十分な知識と経験を有する運転者をあてさせること。

(2) 受注者は、廃棄物を発注者の施設外に搬出するにあたっては、必ず別添のルートを走行するものとする。

6 提出書類

(1) 受注者はあらかじめ発注者に対し、次の書類を提出し、発注者の承認を受けるものとする。

なお、許可証等の写しの提出にあたっては、原本を提示し確認を受けるものとする。ただし、その許可証等の写しに法人の代表者印の押印がある場合には原本との確認があったものとみなす。また、提出書類に変更が生じた場合は速やかに提出し、発注者の承認を受けるものとする。

ア 広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書

イ 本業務に従事する従業員（現場責任者を含む）の住所、氏名等を記載した書類

ウ 本業務に使用する施設及び設備、付帯設備の仕様、能力を記載した書類

エ 本業務に使用する車両の車種、登録番号、積載量を記載した書類と車検証及び任意保険証の写し

オ 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業許可証の写し

カ 県外の産業廃棄物を処理することにより必要となる各種届出の写し（県外処理する場合）

キ 化製場等設置許可書の写し

ク 受注者が生成物をセメント製造施設へ運搬する業者との間で締結した契約書の写し（受注者が自ら運搬する場合を除く）

- ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の4の2第1項の認定を受けた者であることの認定書の写し
- コ 受注者がセメント製造施設との間で締結した契約書の写し
- サ 廃棄物の運搬経路図
- シ 緊急連絡先表（収集運搬経路自治体及び道路管理者等を記載）

7 報告書類

- (1) 広島市委託契約約款第12条第1項に定める委託業務実施報告書は、業務日報及び業務実施報告書とし、業務の結果を記入し、搬出及び受注者の施設への搬入作業終了後、速やかに発注者に提出すること。なお、報告書様式については、あらかじめ見本を発注者に提出し承認を受けるものとする。

ア 業務日報（毎日）

業務日報には、搬出した物品の種類、数量及び業務に従事した者の氏名並びに業務の履行状況を記入し、搬出日の翌日（当該日が休場日の場合は、当該日以降の直近の開場日。ただし、3月31日分については当日中。）までに提出して発注者の承認を受けるものとする。

イ 業務実施報告書（月報 毎月）

業務実施報告書には、当該月において行った業務内容を要約するとともに、業務に関する課題事項、問題事項、提案等を記して提出するものとし、翌月の10日（ただし、3月分については3月31日）までに提出し、発注者の承認を受けるものとする。

- (2) 行政処分等に係る報告

受注者は、この業務の遂行にあたり、各関係法令の所轄官庁から法令等に基づき改善命令等行政処分を受けた場合、当該処分の内容を直ちに発注者に対し口頭で行うとともに書面により報告するものとする。

- (3) 業務履行停滞時等の措置

受注者は、設備故障その他やむを得ない事由で処理が停滞した場合は、直ちに発注者にその状況を書面により報告しなければならない。

8 収集運搬及び化製処理並びに焼却処理の履行確認

- (1) 廃棄物の収集運搬及び化製処理並びに焼却処理に関する管理は、電子マニフェストで行う。
- (2) 委託料の支払いは、当該月に搬出した廃棄物の業務実施報告書の提出があり、確認後に支払うものとする。
- (3) 発注者は、本業務の履行を確認するため、受注者及びセメント製造施設を適宜立ち入り検査できるものとする。

9 搬出停止等の措置

7(2)、7(3)の報告、8(3)の履行確認の結果、発注者が必要と認めた場合、廃棄物の搬出停止、搬出量の調整その他必要な措置を講ずることができるものとする。なお、この措置により受注者が損害を受けることがあってもその損害を発注者に請求することはできない。

10 費用の負担等

本業務を実施するにあたって、発注者の施設内で使用する電気料金、水道料金については発注者負担とする。ただし、使用にあたっては、受注者は極力節減に努めるものとする。

11 その他

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく委託基準等に関する事項は、別紙による。
- (2) この仕様書に疑義があるとき、または定めのない事項については、発注者・受注者協議のうえ定めるものとする。

(別紙)

1 この業務の実施にあたっては電子マニフェストを使用するものとする。

2 (受注者の事業範囲)

(1) 処分業に関する事業範囲

許可都道府県または市：

許可の有効期限：令和 年 月 日

事業の範囲：

区 分	産業廃棄物の種類

許可の条件：

許可番号：

(2) 化製処理に関する事業範囲

許可都道府県または市：

許可番号：

3 (委託する産業廃棄物の種類及び予定数量)

発注者が、受注者に収集運搬及び処理を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

なお、予定数量に増減があっても、受注者は損害賠償等を発注者に請求しないものとし、発注者はこの契約に定める処分委託費以外は一切支払わないものとする。

種 類	予定数量
牛の頭部	1 1 3, 8 0 0 k g
特定部位等	2 1 0, 2 0 0 k g
検査廃棄物	1 4 2, 8 0 0 k g
廃棄枝肉	3 4, 3 0 0 k g

4 (一次処分の場所、方法及び一次処分施設の処理能力)

受注者は、発注者から委託された前項の産業廃棄物を次の処分施設に搬入するとともに、指定した処分方法により処分しなければならない。

なお、受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を収集運搬中に積替及び保管してはならない。

事業場の名称：

所在地：

処分の方法：

処分施設の処理能力：〇〇 t /日

5 (二次処分の場所、方法及び二次処分施設の処理能力)

受注者は、前項の産業廃棄物を次の処分施設に搬入するとともに、指定した処分方法により処分しなければならない。

事業場の名称：

所在地：

処分の方法：

処分施設の処理能力：〇〇 t／日

6（再委託）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集運搬及び処理業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者自らが、法令に定める再委託基準に従って行われることを確認し、広島市委託契約約款第4条第2項の規定に基づき再委託を承諾する場合を除くものとする。

この場合において、受注者は、発注者の要求があったときは、この再委託を受注者の責任において解除するものとする。

7（発注者の義務と責任）

発注者は、受注者が情報を有しないことにより不適切な処理が生ずるおそれのある産業廃棄物の収集運搬及び処理を委託しようとする場合は、産業廃棄物の発生工程、性状（形状、成分、有害物の有無、臭気）、荷姿等の必要な情報を受注者に通知するものとする。

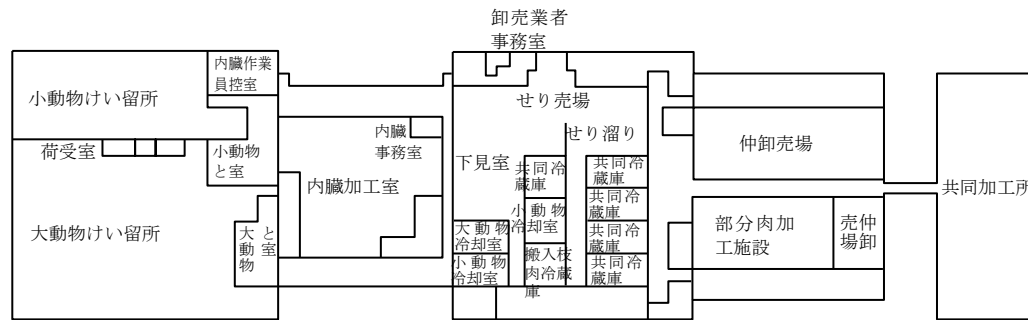
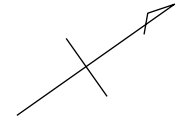
8（受注者の義務と責任）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、処理の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が発注者の責めに帰す場合を除き、受注者が責任を負う。

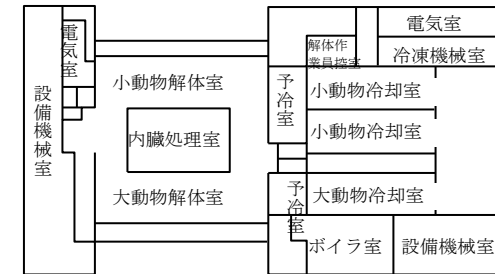
9（契約の解除）

発注者が広島市委託契約約款第14条の規定に基づき本契約を解除する場合であっても、この契約に基づき発注者から引渡しを受けた産業廃棄物の処理を受注者が完了していないときは、当該産業廃棄物の処理については発注者の指示に従うこと。

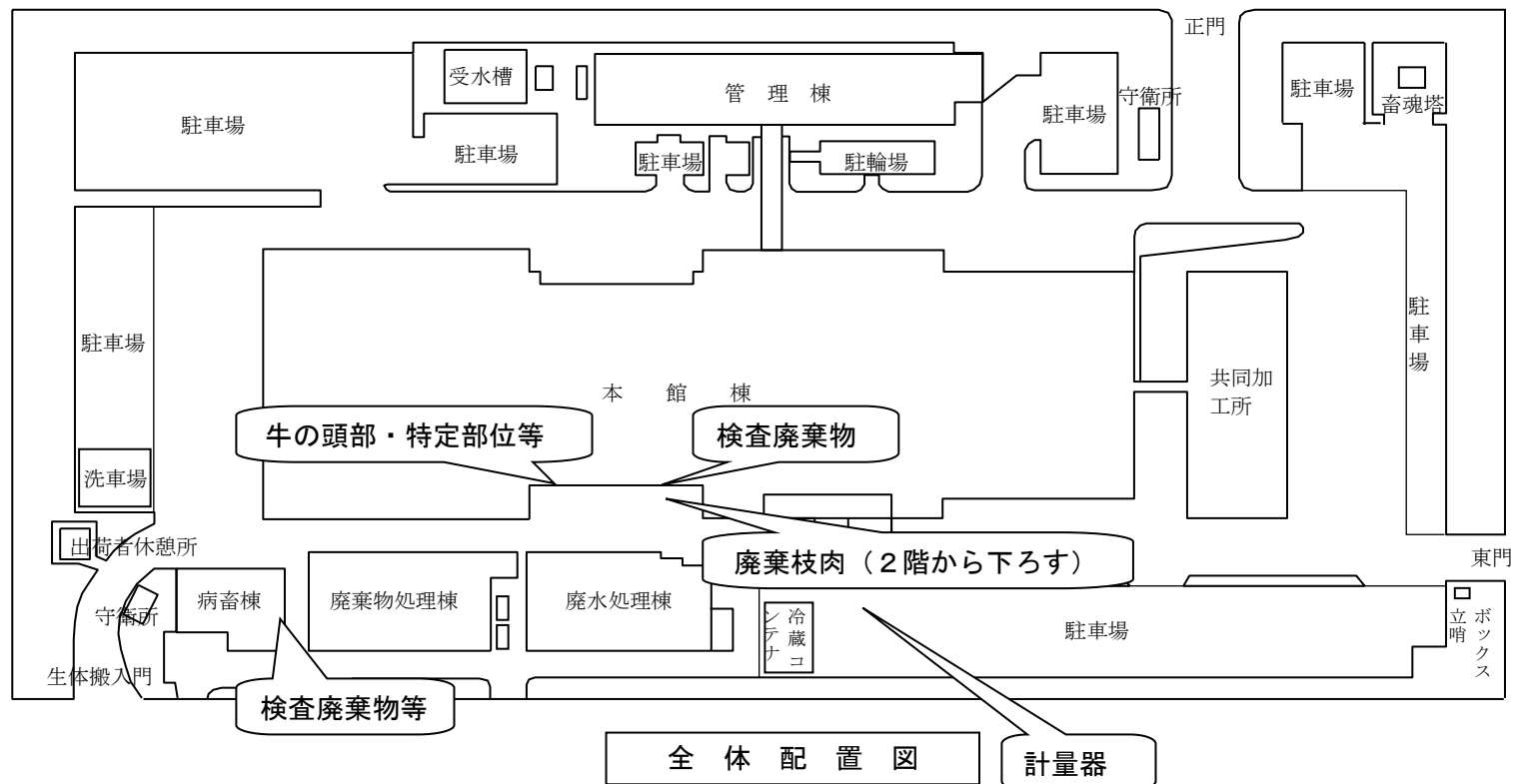
広島市中央卸売市場食肉市場施設配置図



本館棟 1階平面図



本館棟 2階平面図



全体配置図